

令和 7 年

第 2 回大洗町農業委員会総会議事録

大 洗 町 農 業 委 員 会

第2回 大洗町農業委員会総会議事録

令和7年2月25日（火） 午後5時00分

令和7年2月25日大洗町農業委員会が大洗町役場会議室に招集されたので、会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可について

議案第4号 農地改良協議について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理について

出席委員	2 番 藤 沼 洋 一	3 番 米 川 政 宏
	4 番 勝 村 勝 一	6 番 今 村 和 章
	7 番 深 作 勝 久	8 番 小 沼 正 男

本日の会議の書記は次のとおりである。

中崎亮二、藤沼佑介、江橋宏祐

会長は午後5時00分に議長席につき、定数に達したので会議を開く旨を述べ、会議規則第13条の2項により議事録署名人 6番今村委員、7番深作委員を指名する。

議 長 議事に入ります。議案第3号を上程いたします。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局 〔議案第3号について説明〕

議 長 本件につきましては、現地確認を行っておりますので6番委員より説明をお願いします。

6 番 議案第3号について報告します。去る2月18日に農業委員2名、事務局2名と申請人の立会いのもと現地確認を実施しました。申請地は周辺農地よりも低く、隣接する水路の水面よりも低い状況。現地を見て、土を入れて高くしないと耕作が難しいことが分かりましたので、本件は許可相当と考えます。

2 番 土はどこから持ってくるのか。

事 務 局 申請人が作業を委託する事業者の所有する土地から運搬するとのこと。

議 長 改良後は何を耕作するのか。

事 務 局 水稻を耕作する計画です。

議 長 他に、ご意見はございますか。

委 員 〔異議なしの声あり〕

議 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議 長	事務局	続いて議案第4号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議 長	〔議案第4号について説明〕
議 長	6 番	本件につきましては、現地確認を行っておりますので6番委員より説明をお願いします。
6 番		まず、議案第4号第1項について報告します。申請地の隣接農地は以前、農地改良協議のもと土を入れハウスを建てた農地であり、本件はそれを拡張するものです。具体的には、昨年稲作していた田に土を入れ、隣接するイチゴ苗を育てるハウスの湿気解消と、ハウスの増設を図るものであり、同意相当と考えます。
議 長	委員	本件について、ご意見はございますか。
委 員	長 6 番	〔異議なしの声あり〕 一同異議なしにより、本案に同意することといたします。
議 長	6 番	続いて、議案第4号第2項について報告します。申請地の畑は奥が低い傾斜地であり、道路側の土が奥に取られてしまう現状があるとのこと。また、道路側から雨水が侵入するため、それらの解消を図るものであり、同意相当と考えます。
議 長	2 番	本件について、ご意見はございますか。
2 番		雨水はより低いところへ流れるため、農地の一部を高くすることで、近接する農地に影響が生じる可能性がある。
議 長	6 番	当事者同士で話し合い、折り合いをつける必要がある。 本件については、近接する農地の耕作者と話し合い、当事者間の合意のもと進めるよう、農業委員会の意見として伝えることとします。
6 番		続いて、議案第4号第3項について報告します。申請地は、昨年12月に農地改良協議を行った農地の両隣の田んぼです。前回の協議と同様に、湿田解消を図るためのものであり、同意相当と考えます。
議 長	2 番	本件について、ご意見はございますか。
2 番		改良後の農地が農道より高くなることはないか。
6 番		現地確認の際、現在改良作業をしている（昨年12月に協議した）農地を見たが、農道と水平に整地されていた。
2 番		申請地は、土地改良の工事が予定されている地区だが、今改良をしたいのはなぜか。
事 務 局		土地改良事業については現在、合意形成を進めているところであり、工事に至るまでしばらくかかります。申請人は、工事が始まるまでに数年を要するため、休耕地となっている申請地を改良し、耕作したいとのこと。
議 長	委員	本件について、他にご意見はございますか。
委 員	長	〔異議なしの声あり〕 一同異議なしにより、本案に同意することといたします。

議 長 続いて報告第2号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局 [報告第2号について説明]
議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
委 員 [異議なしの声あり]
議 長 一同異議なしにより、本件は報告のとおりといたします。

本日の会議は以上をもって閉会を宣す。
議長は、午後5時40分に議案及び報告を全て終了したので閉会を宣す。